

2017年10月27日  
アフラック

## アフラックの高校生向け奨学金制度 2018年度の新規奨学生 140名を募集

アフラック（日本における代表者・社長：古出 眞敏）は、社会貢献活動の一環として運営する高校生を対象とした「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」の2018年度新規奨学生を2017年11月1日（水）から2018年2月28日（水）まで募集します。

募集人数はがん遺児で120名、小児がん経験者で20名の合計140名です（募集概要については別紙参照）。

がん遺児のための奨学金制度は、がんで親（主たる生計維持者）を亡くし、経済的理由から就学や進学の手続きが狭められている高校生への支援を目的として、1995年に当社販売代理店組織である「アフラック全国アソシエイツ会」と共同で設立したものです。

それに加え、2014年度からは、小児がんを患った経験を持つ高校生も支援の対象としています。

本制度による奨学生の総数は2,501名にのぼっており、奨学金給付額は累計で15億円を超えています（2017年9月末現在）。

### 【参考データ】

#### ■ 依然として重い教育費負担

- 2017年度の本奨学金制度への応募者は389名で、がん遺児奨学金では約9割、小児がん経験者では2割以上が母子世帯
- 日本の母子世帯・父子世帯の平均年間収入は、それぞれ全世帯平均の44.2%、69.1%※1
- 国の公立高校無償化・高等学校等就学支援金制度の助成対象にならない入学金・教材費・通学費等の授業料以外にかかる学校教育費用は、公立高校で年間約24万円、私立高校で同約74万円※2

#### ■ 現役奨学生の声（抜粋） ～ 経済的困難から夢をあきらめないために ～

- 「将来はがん治療の専門看護師として、患者さんや家族の方を心身ともに支えていける看護師になりたいです」（がん遺児）
- 「4月から、奨学金を利用して予備校に通い始めました。目標は薬学部合格です。病気を経験し、自分と同じ苦しみの中にある人を助けられる人になりたいです」（小児がん経験者）

※1 厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」より

※2 文部科学省「平成26年度子供の学習費調査」より

当社では、多くの方々の“「生きる」を創る。”保険会社として、社会における課題の解決と持続的な成長を目指し、社会と共有できる価値の創造（CSV\*経営）に努めていきます。

\*Creating Shared Value

## 「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」

## 2018年度 新規奨学生募集概要

	小児がん経験者奨学金	がん遺児奨学金																										
1. 応募資格 右記の要件すべてに該当する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 18歳未満で小児がん*を発症し、経済的理由により援助を必要とする方</li> </ul> <p>*小児がんとは、小児慢性特定疾病で「悪性新生物」に該当するものをさします</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 主たる生計維持者を「がん」で失った遺児で、経済的理由により援助を必要とする方</li> <li>■ 直近の学習成績が、<u>評定平均値 3.5 (5段階評価) 以上</u>の方、評定値を付さない学校の在学学生についてはこれに相当する方、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで優れた実績のある方（全国大会出場等）</li> </ul>																										
	<p>&lt;小児がん経験者・がん遺児共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2018年4月に在学中（当年度入学希望者を含む）の方</li> <li>■ 奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が下記の上限を超えない方</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>給与所得世帯（万円） （源泉徴収票の支払額）</th> <th>給与所得以外の世帯（万円） （確定申告書の所得金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>451</td><td>142</td></tr> <tr><td>2</td><td>540</td><td>204</td></tr> <tr><td>3</td><td>576</td><td>229</td></tr> <tr><td>4</td><td>599</td><td>245</td></tr> <tr><td>5</td><td>620</td><td>260</td></tr> <tr><td>6</td><td>639</td><td>273</td></tr> <tr><td>7</td><td>656</td><td>285</td></tr> <tr> <td>該当欄</td> <td>源泉徴収票の支払額</td> <td>確定申告書の所得金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※他の奨学金制度との併用の有無は問いません</p>		世帯人数	給与所得世帯（万円） （源泉徴収票の支払額）	給与所得以外の世帯（万円） （確定申告書の所得金額）	1	451	142	2	540	204	3	576	229	4	599	245	5	620	260	6	639	273	7	656	285	該当欄	源泉徴収票の支払額
世帯人数	給与所得世帯（万円） （源泉徴収票の支払額）	給与所得以外の世帯（万円） （確定申告書の所得金額）																										
1	451	142																										
2	540	204																										
3	576	229																										
4	599	245																										
5	620	260																										
6	639	273																										
7	656	285																										
該当欄	源泉徴収票の支払額	確定申告書の所得金額																										
2. 募集人数	20名（1年生：10名、2年生：5名、3年生：5名）程度	120名（1年生：60名、2年生：30名、3年生：30名）程度																										
3. 給付内容	月額25,000円（年額30万円）を高校等卒業（正規の最短修業期間）まで給付 ※奨学金の返還は不要／他奨学金との併用可																											
4. 応募書類・入手方法	① オフィシャルホームページ（ <a href="http://www.aflac.co.jp/">http://www.aflac.co.jp/</a> ） <u>トップページのお知らせ欄「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」</u> <u>2018年度新規奨学生の募集を開始しました</u> からダウンロード ② 電話による資料請求 アフラック 広報部 社会公共活動推進課（TEL：03-5908-6413 9：00～17：00）																											
5. 募集締切	2018年2月28日必着																											
6. 応募書類・提出先	〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-3-12 公益財団法人がんの子どもを守る会 宛																											
7. 選考結果	決定通知は本人宛に2018年4月下旬に連絡（提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください）																											
8. 奨学生の決定	本奨学金制度の選考委員会にて決定																											
9. 募集・選考スケジュール	2017年11月1日 募集開始 2018年2月28日 募集締め切り（応募書類必着） 2018年4月下旬 選考結果（内定）通知 2018年5月下旬 最終決定通知 ※2018年4月に遡って、同年7月より給付を行います																											
10. 応募に関するお問い合わせ	公益財団法人がんの子どもを守る会（TEL：03-5825-6311 10：00～17：00）																											